

答申第63号

(諮問第81・第82号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県警察本部長(以下「実施機関」という。)が平成24年5月18日付けで行った個人情報一部開示決定処分及び個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、平成24年5月9日付けで、実施機関に対して、次の内容について2件の個人情報開示請求を行った。

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇〇〇にある〇〇〇〇〇先であった私が運転する普通車と軽四車との交通事故に関する私の情報(諮問第81号)
- (2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇〇〇にある〇〇〇〇〇先であった私が運転する普通車と軽四車との交通事故について事故状況が撮影された防犯カメラの映像(諮問第82号)

2 実施機関の決定

実施機関は、次のとおり、平成24年5月18日付けで個人情報一部開示決定及び不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

- (1) 個人情報一部開示決定(諮問第81号)
 - ① 対象公文書：物件事故報告書、物件事故現場記録用紙
 - ② 物件事故報告書の不開示部分及び不開示理由

- ア 警察職員の氏名、押印（条例第15条第2号ハに該当）
- イ 第二当事者の運転免許、処理区分（条例第15条第2号に該当）
- ウ 備考欄の略図及び捜査状況（条例第15条第5号及び第7号に該当）

③ 物件事故現場記録用紙の不開示部分及び不開示理由

- ア 第二当事者の免許住所、職業、自宅電話番号、携帯電話番号、運転免許内容、車両情報等（条例第15条第2号に該当）
- イ 現場見取図及び捜査状況に関する記載（条例第15条第5号及び第7号に該当）

(2) 個人情報不開示決定（諮問第82号）

- ① 対象公文書：防犯ビデオ画像出力印画報告書
- ② 防犯ビデオ画像出力印画報告書の不開示理由

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく訴訟関係書類に記録された個人情報であり、個人情報の開示等の規定が適用されないため。
（条例第33条第3項第2号に該当）

3 審査請求

審査請求人及び代理人は、上記一部開示決定及び不開示決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、平成24年7月18日付けで、大分県公安委員会に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取消す。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 諮問第81号

① 物件事故報告書の警察職員の氏名、押印について

当該職員の氏名は、事故後において事情聴取等の必要性があるので、当該職員本人から審査請求人に知らされている。このことは、当該職員に対する報復等の危害が及ぶおそれがあるとまではいえないと判断したことを示すものである。したがって、不開示とする意義はない。

② 物件事故報告書の第二当事者の運転免許、処理区分について

第二当事者が、運転免許を取得し、いかなる種類の免許を取得しているか、公正な処理がなされているか等を審査請求人が知ることの法益と個人情報として非開示とすべき法益とを比較考量しなければならない。

そうすると、交通事故の当事者のどちらに故意や過失が存するかを判断するためには、これらの情報は、少なくとも第一当事者たる審査請求人には開示されなければならない基本的情報であるというべきである。

③ 物件事故現場記録用紙の第二当事者の免許住所、職業、自宅電話番号、携帯電話番号、運転免許内容、車両情報等について

審査請求人は、本件交通事故に関して正当な処理を要求するためには、当事者間において種々の連絡等の必要性があり、第二当事者の情報を知ることが必要である。本件事故処理に疑義が生じているのであり、当該情報を不開示とする法益と比較考量すると、開示することのほうにこそ保護すべき法益が存するものというべきである。

審査請求人の開示を受ける利益と第二当事者の権利利益および実施機関の事務事業の適正な遂行の比較衡量をしたうえで、不開示情報に該当するか否かの判断がなされなければならないところ、個別の事情を考慮せず、たんに第二当事者の個人情報だからという理由により、条例第15条第2号に該当するとして不開示としたことは、条例の解釈運用を誤ったものと

の理由があるというべきであって、むしろ事故当事者による苦情等を受けることは当然であるから、実施機関が主張するようないわれのない苦情等を受けることにはならないというべきである。

むしろ、当該各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る審査請求人個人の権利利益を保護する必要性が特に認められるので、条例第16条の2に該当するというべきである。

(2) 諮問第82号

- ① 審査請求人は、これまで数回にわたって大分地検を訪れたのであるが、人身事故ではないなどの理由で刑事訴訟法に基づく訴訟関係書類には当たらず、同地検には本件物件事故にかかる資料等は存在しないことを確認している。
- ② また、審査請求人は、本件防犯カメラのビデオ映像の一部を見せてもらっている。ただし、事故発生時の部分は見せてもらえず、第二当事者の軽四乗用車が映っていない映像を見せられたのみであった。したがって、処分庁は、本件事故状況が撮影された防犯カメラの映像をすべて開示することによって、本件事故の真相を審査請求人に説明する責任がある。
- ③ 理由説明書は、参考判決として、平成22年4月15日津地方裁判所判決及び平成22年9月30日名古屋高等裁判所判決を引用し、刑事訴訟法に基づく「訴訟に関する書類」とは、「裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察員その他のものが保管するものも含まれ、不起訴記録であっても当然これに含まれるものと解すべきである。また当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、捜査に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により、事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は、捜査及び公判の維持に対する支障を防止する観点から、なお、その事件に関する書類は「訴訟に関する書類」に当

たるものと解すべきである。」という。そうすると、すでに本件事故発生から〇年以上経過し、しかも軽微な物損事故であることからすれば、「当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、捜査に基づく事件送致等がされていない場合であって」、「将来の事情の変化により、事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの」であることから、「その事件に関する書類は「訴訟に関する書類」に当」らないものと解すべきである。

- ④ 審査請求人は、すでに20〇〇年（平成〇〇年）〇月〇〇日に、〇〇〇署において審査請求対象文書である防犯カメラのビデオ映像の一部を視聴していることからしても、刑事訴訟法に基づく「訴訟に関する書類」とは認められない。

第4 実施機関の主張の要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 諮問第81号

(1) 本件対象公文書について

① 物件事故報告書

物件事故報告書は、人の死傷を伴わない、物の損壊のみの交通事故に関して、事故当事者から届出を受けた警察官が、事故当事者から聴取した情報や事故状況、捜査状況等を記録した書類である。

② 物件事故現場記録用紙

物件事故現場記録用紙は、上記物件事故報告書を作成するための記録用紙であり、事故現場等において、事故当事者から事情聴取を行う際に、免許証情報や車両情報、事故状況等を記録した書類である。

(2) 物件事故報告書及び物件事故現場記録用紙の不開示事由該当性

① 条例第15条第2号ハの該当性について

条例第15条第2号ハは不開示情報である第三者の個人情報に該当しないとされた公務員職務遂行情報から除かれるものとして「実施機関が定める警察職員の氏名」を規定している。

この趣旨は、警察職員の氏名は、警察業務の特殊性から、開示することにより、当該職員に対する報復等の危害が及ぶおそれがあることから一定の警察職員の氏名について不開示とするものである。

物件事故報告書には警部補以下の警察職員の氏名、押印が記載されており、上記規定に基づき不開示事由に該当する。

また、交通事故が発生した場合、事後に事情聴取の必要性もあることから、職名、氏名を事故当事者に伝えることはあるが、担当警察職員の任意であり、伝えない場合もあることから、これらの情報が条例第15条第2号イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」と認められず、条例第15条第2号イには該当しない。

② 条例第15条第2号の該当性について

条例第15条第2号は請求者以外の個人に関する情報は、特定の個人を識別することができる情報として不開示としている。

物件事故報告書には第二当事者の運転免許の種類、違反の処理区分が記載されており、物件事故現場記録用紙には第二当事者の運転免許、車両情報等が記載されている。

これら第二当事者の運転免許情報等は、警察が物件事故報告書及び物件事故現場記録用紙に記載するために第二当事者から収集したものであり、第三者の個人情報である。

なお、自宅電話番号、携帯電話番号、車両情報等の情報は、交通事故が発生した場合に、事故当事者間で相互に伝え合うことがあるが、このことはあくまで事故当事者間における任意のことであり、必ずしも相互に伝え合う情報ではない。

よって、これらの情報が条例第15条第2号イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とは言えず、第三者の個人情報として不開示としたものである。

③ 条例第15条第5号の該当性について

条例第15条第5号は、開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について不開示としている。

物件事故報告書の備考欄には略図及び捜査状況に関する情報が記載されており、物件事故現場記録用紙には現場見取図、捜査状況に関する情報が記載されている。

これらの情報は、物件事故が発生した時の状況を警察官が事故当事者等からの供述等により把握した情報や、事故車両の損傷状況、現場の交通規制等を総合的に判断して記載するものであり、事故の因果関係を含めて事故の捜査状況を表すものである。

また、後日、人身事故となった場合には、あらためて実況見分、関係者に対する取調べ等、必要な捜査を行い、事件を検察庁に送致することとなるが、その際、捜査の基礎資料となるものである。

よって、これらの情報を開示すると、捜査の初期段階における捜査の着眼点、捜査方針等が明らかとなり、交通事故の関係者等が交通事故発生原因等について自ら正当化し、又は自己の有利な内容に供述を変える等の

対抗措置がとられるなど、事故当事者からの真の供述が得られにくくなり、真相の解明が困難となるなど、事故捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

④ 条例第15条第7号の該当性について

条例第15条第7号は、開示することにより実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について不開示としている。

物件事故報告書の備考欄には略図及び捜査状況に関する情報が記載されており、物件事故現場記録用紙には現場見取図、捜査状況に関する情報が記載されている。

これらの情報は、物件事故が発生した時の状況を警察官が事故当事者等からの供述等により把握した情報や、事故車両の損傷状況、現場の交通規制等を総合的に判断して記載するものであり、事故の因果関係を含めて事故の捜査状況を表すものである。

これらの情報が開示されれば、今後の事故捜査において記載内容に不満を持つ事故当事者等からのいわれのない苦情等を受け、警察官が事故の適正な判断等を記載することができなくなるなど、今後の事故捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、条例第16条の2に、「開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。」との裁量的開示規定を定めている。「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、条例第15条各号の不開示情

報に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的判断により、開示することに、当該各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性が特に認められる場合をいい、本件はこれに該当するとは認められない。

2 諮問第82号

(1) 条例第33条第3項第2号について

条例第33条第3項第2号は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の規定を適用しないこととされた個人情報は、同条例の第2節「個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求」の規定及び第3節「不服申立て等」の規定は、適用しない。」と定めている。

なお、行政機関個人情報保護法第4章は、「個人情報の開示」、「訂正及び利用停止」に関する規定である。

(2) 刑事訴訟法第53条の2第2項について

刑事訴訟法では、第53条の2第2項に、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第4章の規定は、適用しない。」と定めている。

(3) 「個人情報の開示」の適用除外規定

上記(1)、(2)において条例第33条第3項第2号の規定及び刑事訴訟法第53条の2第2項の規定について説明したが、条例第33条第3項第2号の趣旨は刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により「訴訟に関する書類」に

記録された個人情報については、開示等の規定が、適用除外となっていることから、条例においても、県が保有する刑事訴訟法に基づく「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、開示等の規定を適用しないこととされている。

(4) 本件対象公文書の性質

本件対象公文書は、審査請求人を事故当事者とする物件交通事故に関する道路交通法違反被疑事件捜査のため、〇〇〇警察署員により作成され、同署が保管管理している。

本件対象公文書は、道路交通法違反被疑事件捜査の目的により、〇〇〇警察署員が事故現場である郊外型総合販売店に設置された防犯ビデオ映像を大分県警察本部刑事部科学捜査研究所において印画出力した経緯等を記載した捜査報告書である。

(5) 「訴訟に関する書類」の該当性

① 刑事訴訟法等の規定

刑事訴訟法第189条第2項には、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と犯罪捜査の提起を規定しており、また犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第81条には「捜査を行うに当たっては、犯罪に関する有形又は無形の資料、内偵による資料その他諸般の情報等確実な資料を収集し、これに基づいて捜査を進めなければならない。」と規定されている。

② 参考判決

刑事訴訟法に基づく「訴訟に関する書類」とは、平成22年4月15日津地方裁判所判決及び平成22年9月30日名古屋高等裁判所判決により

「書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護人・司法警察員その他の者が保管するものも含まれ、不起訴記録であっても当然にこれに含まれるものと解すべきである。また当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、捜査に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により、事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は、捜査及び公判の維持に対する支障を防止する観点から、なお、その事件に関する書類は「訴訟に関する書類」に当たるものと解すべきである。」と示されている。

③ 内閣府情報公開・個人情報保護審査会における答申

これまでの内閣府情報公開・個人情報保護審査会における答申において、「訴訟に関する書類は、訴訟記録に限られず、不起訴記録、不提出記録といった事件記録はもとより、広く被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類のすべてがこれに該当する。」と示されている。

④ 解説文献

解説文献によっても、訴訟に関する書類は「捜査報告書、供述録取書、実況見分調書等の証拠書類も含まれ、裁判官の保管している書類に限られず、検察官、弁護人、司法警察員が保管しているものも含まれる（青林書院 大コンメンタール刑事訴訟法第1巻抜粋）。」と解されている。

⑤ まとめ

本件対象公文書は、道路交通法違反被疑事件の捜査過程で作成された捜査報告書であり、被疑事件として検察庁に送致されていないものの、道路交通法違反被疑事件の捜査を行った結果を刑事訴訟法に基づいて作成したものである。

上記の裁判判決や答申、解説文献のとおり、「訴訟に関する書類」は公判に提出された訴訟記録、公訴の提起がされなかった不起訴記録、公判に提出されなかった不提出記録はもとより、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類も該当し、被疑事件の捜査により作成したが、未だ送致されず、警察署に保管されている書類も含まれると示されている。

本件対象公文書については、物件交通事故に関し、事故当事者である審査請求人の供述により道路交通法違反被疑事件の捜査を行い、作成したものである。

よって、本件対象公文書は道路交通法違反被疑事件の捜査結果を記録した公文書であることから、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定される「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

第5 審査会の判断

1 諮問事案の併合審議

本件諮問事案は、平成24年7月18日付けで審査請求人が大分県公安委員会に対して行った審査請求に係る諮問第81号及び第82号の2件の事案である。審査会で2件の事案の内容を確認した結果、審査請求人が同一人であることから、審議を効率的に行うため、大分県情報公開・個人情報保護審査会規則（昭和63年大分県規則第49号）第5条第1項の規定により、併合して審議することとした。

2 個人情報一部開示決定処分について（諮問第81号）

(1) 対象公文書及び不開示部分等について

物件事故報告書は、人の死傷を伴わない交通事故に関して、事故当事者から届出を受けた警察官が、事故当事者に対する事情聴取に基づいて認定した交通事故状況等を記録した書類であり、警察職員の氏名及び押印並びに第二

当事者の運転免許及び処理区分が条例第15条第2号に、備考欄の略図及び捜査状況が同条第5号及び第7号に該当するとして不開示とされている。

また、物件事故現場記録用紙は、上記物件事故報告書を作成するための記録用紙であり、事故現場等において、事故当事者から事情聴取を行う際に、免許情報、車両情報、事故状況等を記録した書類であり、第二当事者の免許住所、職業、自宅電話番号、携帯電話番号、運転免許内容、車両情報等が条例第15条第2号に、現場見取図及び捜査状況に関する記載が同条第5号及び第7号に該当するとして不開示とされている。

(2) 物件事故報告書の警察官の氏名及び押印について

① 条例第15条第2号は開示請求者以外の個人情報については不開示とする旨定めているが、同号ただし書ハにおいては、当該個人が公務員である場合は、公務員の職及び氏名（実施機関が定める警察職員の氏名を除く。）並びに職務遂行の内容に係る部分については開示することとされている。

そして、「実施機関が定める警察職員」については、大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成18年大分県警察本部告示第17号）により、警部補以下の警察職員と定められている。

審査会において物件事故報告書を見分したところ、不開示とされているのは、警部補以下の警察職員の氏名及び押印であることが確認できたことから、条例第15条第2号ただし書ハには該当しないことが認められた。

② 審査請求人は、当該警察職員本人から氏名を知らされているため、当該警察職員の氏名をすでに知り得ており、不開示にする意義はない旨主張している。条例第15条第2号ただし書イにおいては「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については開示することとされているが、場合によっては業務の必要性から、事故当事者に伝えることもあるかもしれないが、伝えるかどうかについては何ら取

り決めがあるわけではなく、担当警察職員の任意であるということであるので、これらの情報が、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とまでは認めることはできない。

- ③ 以上のことから、物件事故報告書の警察官の氏名及び押印については、条例第15条第2号本文に該当すると認められる。
 - ④ なお、実施機関は、一部開示決定通知書において、一部を開示しない理由を条例第15条第2号ハに該当するためとしているところ、上記のとおり、警部補以下の警察職員の氏名等は条例第15条第2号ただし書ハには該当せず、正しくは条例第15条第2号に該当すると記載すべきであったが、このことをもって当該部分について、不開示妥当とした審査会の判断には影響しない。
- (3) 物件事故報告書の第二当事者の運転免許及び処理区分並びに物件事故現場記録用紙の第二当事者の免許住所、職業、自宅電話番号、携帯電話番号、運転免許内容、車両情報等について
- ① 物件事故報告書の第二当事者の運転免許及び処理区分並びに物件事故現場記録用紙の第二当事者の免許住所、職業、自宅電話番号、携帯電話番号、運転免許内容、車両情報等については、審査請求人以外の事故当事者の情報であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第15条第2号に該当すると認められる。
 - ② なお、審査請求人は、審査請求人の開示を受ける利益と第二当事者の権利利益及び実施機関の事務事業の適正な遂行の比較衡量をしたうえで、不開示情報に該当するか否かの判断がなされなければならないと主張するので、条例第16条の2の規定に基づき裁量的開示をすべきかどうか念のため検討する。

条例第16条の2は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれて

いる場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる場合があることを定めている。

審査会において、物件事故報告書及び物件事故現場記録用紙の不開示部分を見分したが、開示することに、当該各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要があるとはいえないことから、条例第16条の2の当該個人情報を開示することができる場合であるとは認められない。

- ③ よって、これらの情報は、条例第15条第2号に規定する開示請求者以外の個人情報に該当することから、この部分を不開示にした実施機関の判断は妥当である。
- (4) 物件事故報告書の備考欄の略図及び捜査状況並びに物件事故現場記録用紙の現場見取図及び捜査状況に関する情報について
- ① 条例第15条第5号について
 - 条例第15条第5号は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、不開示とすることを定めたものである。
 - ② 物件事故報告書の備考欄には、事故当時の状況を記載した略図及び事故当事者から事情聴取した結果が記載されている。また、物件事故現場記録用紙は、物件事故報告書を作成するために事故処理現場等で作成するものであり、事故の状況を表した現場見取図や事故当事者から事情聴取した結果が記載されている。

これらの情報は捜査に関する情報であり、これらを開示すれば、捜査の

初期段階における捜査の着眼点、捜査方針等の捜査状況が明らかとなり、交通事故の関係者等が交通事故発生原因等について自ら正当化し、又は自己の有利な内容に供述を変える等の対抗措置がとられることなどが想定されるものであり、そうすると、「事故当事者からの真の供述が得られにくくなり、真相の解明が困難となるなど、事故捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる」とする実施機関の説明には、相当の理由があると認められる。

よって、条例第15条第5号に該当するとして、この部分を不開示にした実施機関の判断は妥当である。

- ③ なお、審査請求人は、「物損事故であり刑事事件処理されたものではないから、犯罪の予防、捜査等とは関係のない事故で、『公共の安全と秩序の維持』とは関係を見出すことはできない。」として開示することを主張している。

しかし、軽微物件事故で特定の時点において事件性がないと判断され、事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により、事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかとはいえないことから、審査請求人の主張は認められない。

(5) 条例第15条第7号について

- ① 実施機関は、物件事故報告書の備考欄の略図及び捜査状況に関する情報並びに物件事故現場記録用紙の現場見取図、捜査状況に関する情報について、第15条第7号にも該当するとして不開示としていることから、条例第15条第7号該当性についても検討することとする。
- ② 条例第15条第7号は、開示することにより、事務又は事業の適正な遂

行に支障を生ずるおそれがあると認められる情報については、不開示とすることを定めたものである。

前記のとおり、物件事故報告書の備考欄には、事故当時の略図及び捜査状況に関する情報が記載されており、物件事故現場記録用紙には、事故状況を記載した現場見取図、事故当事者から事情聴取した内容をまとめた捜査状況に関する情報が記載されている。

これらの情報は、物件事故が発生した時の状況や警察官が事故当事者等からの供述等により把握した情報を記載するものであり、事故の捜査状況を表すものと認められる。

そのため、これらを開示することとなれば、今後の事故捜査において記載内容に不満を持つ事故当事者等からのいわれのない苦情等を受け、警察官が自己の適正な判断等を記載することができなくなるなど、今後の事故捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第15条第7号に規定する事務事業情報に該当することから、この部分を不開示にした実施機関の判断は妥当である。

- (6) 以上のことから、物件事故報告書及び物件事故現場記録用紙について、実施機関が行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

3 個人情報不開示決定処分について（諮問第82号）

- (1) 対象公文書及び不開示理由について

防犯ビデオ画像出力印画報告書は、審査請求人を事故当事者とする物件交通事故に関する道路交通法違反被疑事件捜査のため、事故現場である郊外型

総合販売店に設置された防犯ビデオ映像を印画して、その経緯等とともに捜査報告書にまとめたものである。

実施機関は、防犯ビデオ画像出力印画報告書については、刑事訴訟法に基づく訴訟関係書類に記録された個人情報であり、条例第33条第3項第2号の規定により、個人情報の開示等の規定が適用されないという理由により、不開示決定処分を行った。

(2) 条例第33条第3項第2号について

条例第33条第3項第2号は、法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないこととされた個人情報については、開示請求等の規定を適用しない旨を定めている。

また、刑事訴訟法第53条の2第2項では「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている。よって刑事訴訟法に定める「訴訟に関する書類」に該当すれば、条例の開示請求等の規定は適用されないこととなる。

(3) 「訴訟に関する書類」該当性について

① 「訴訟に関する書類」については、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管するものも含むと解すべきである。

防犯ビデオ画像出力印画報告書については、物件交通事故に関し、事故当事者である審査請求人の供述により道路交通法違反被疑事件の捜査を行った経過等をまとめたものであるということから、「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

② なお、審査請求人は、「本件事故発生から〇年以上経過し、しかも軽微な物損事故であることからすれば、当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、捜査に基づく事件送致等がされて

いない場合であって、将来の事情の変化により、事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるものであることから、その事件に関する書類は『訴訟に関する書類』に当たらないものと解すべきである。」と主張している。

しかしながら、本件物件交通事故については事件送致や公判にまでは至っていないものの、実施機関が事件性があるとして道路交通法違反被疑事件として捜査を行った結果をまとめたものであり、将来の事情の変化により、公判に至る可能性がないことが明らかとはいえないため、審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、「すでに平成〇〇年〇月〇〇日に、審査請求対象文書である防犯カメラのビデオ映像の一部を視聴していることからしても、刑事訴訟法に基づく「訴訟に関する書類」とは認められない。」と主張しているが、当該視聴により「訴訟に関する書類」に該当しなくなるとはいえないことから審査請求人の主張は認められない。

- ③ よって、対象公文書については、条例第 3 3 条第 3 項第 2 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成 2 4 年 9 月 3 日	諮 問
平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日	事案審議（平成 2 4 年度第 8 回審査会）
平成 2 5 年 2 月 2 7 日	事案審議（平成 2 4 年度第 1 0 回審査会）

平成25年 3月21日	意見陳述（平成24年度第11回審査会）
平成25年 4月24日	事案審議（平成25年度第1回審査会）
平成25年 5月29日	事案審議（平成25年度第2回審査会）
平成25年 6月26日	答申決定（平成25年度第3回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会委員

氏名	職業	備考
吉田 祐治	弁護士	会長
城戸 照子	大分大学経済学部教授	
武田 寛	大分県信用保証協会会長	H25.3.31 退任
池邊 英貴	大分県商工会議所連合会専務理事	H25.4.1 就任
森 哲也	元大分合同新聞社特別顧問	
安部 志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長	H25.3.31 退任
芥川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	H25.4.1 就任
三倉 剛	大分県医師会常任理事	H25.3.31 退任
木本 明博	大分県医師会常任理事	H25.4.1 就任
渕野 壽美子	元大分市立高田小学校校長	H25.3.31 退任
野田 伸子	元大分市立西の台小学校校長	H25.4.1 就任
佐伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿南 栄子	元大分市大南支所支所長補佐	

